

地 域 第 4 8 号
生 企 第 1 3 2 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

熊等の獣類が住宅街に現れた際の対応要領について

みだしについて、住宅街に現れた熊等の猟銃による駆除に関して、「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」（平成24年6月4日付け青警本保第451号）により運用するほか、住宅街における熊等の目撃に際しては、人的被害の未然防止を図るため下記のとおり対応されたい。

記

1 熊等への対応に関する基本的考え方

住宅街での熊、イノシシその他の人的被害を引き起こすおそれのある野生獣類（以下「熊等」という。）が目撃された場合は、警察は人的被害防止のため、青森県及び各市町村の鳥獣保護管理担当部署（以下「自治体」という。）と連携した現場広報、警戒活動並びに避難誘導等の初動対応を行うこととなる。

ただし、熊等の捕獲管理及び被害防止対策を担う保護管理に係る業務は、自治体が主管担当であることから、報道発表を含む広報活動も本来的に自治体が行うものであることを認識し、住宅街における目撃又は人的被害が発生した場合の役割について、あらかじめ自治体と申合せしておくなど、発生時の対応に不備が生じないようにすること。

2 平素の対応

(1) 自治体との連絡体制の構築

平素から、自治体担当者との連絡体制を構築するとともに、休日及び夜間の執務時間外における連絡先確認を行い、緊急時における連絡系統を定めておくこと。

(2) 事案発生時における役割等の確認

住宅街における熊等の目撃又は人的被害が発生した場合の対応について、自治体担当者と事前に申合せを行い、現場広報、マスコミ広報、捕獲及び駆除など、それぞれの対応要領について確認をしておくこと。

3 認知時の対応

住宅街における熊等の目撃情報を認知し、人的被害の発生が予想される場合には、自治体に対する迅速な情報提供を行うとともに、地域課及び生活安全担当課で情報共有のうえ危険性を判断し、連携して人的被害防止措置を講じること。

(1) 地域課の対応

- ア 自治体に対する迅速な情報提供を行い、広報活動及び捕獲等の必要な措置を講じるよう申し向けること。
- イ 現場付近に、老人福祉施設、障害者等福祉施設、病院及び不特定多数の公衆が利用する施設がある場合には、同施設管理者への連絡による個別の注意喚起を行うこと。
- ウ 速やかに現場へ警察官を派遣し、付近の広報及び警戒活動を行うこと。

(2) 生活安全担当課の対応

- ア 現場付近に小中学校等の学校施設がある場合には、教育委員会等を通じて注意喚起を行うこと。
- イ 現場付近における銃猟制限条件の該当性について確認を行い、自治体の緊急捕獲許可による銃猟が可能であるか確認すること。
- ウ 必要に応じ、自治体に対し緊急捕獲を行うよう申し入れを行うほか、他に適当な手段がなく、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第4条第1項を根拠とした、危害防止のための銃猟による駆除を行う可能性について検討を行うこと。

ただし、住宅街における熊等の対応については、市町村長が発する駆除許可による市街地からの追い払い（住宅街にいる熊等を追い払い、住宅街から熊等が出た時点で猟銃により駆除する）又は「はこわな」等による捕獲等が優先されるものであり、警職法第4条第1項による銃猟駆除は、それらの手段を講じても効果がなく、現実・具体的に危険が生じ、特に急を要する場合の最終手段であることに留意すること。

3 現場における措置

目撃現場等においては、地域課員及び生活安全担当課員で連携のうえ、人的被害の防止を念頭に置いた措置を徹底すること。

(1) 地域課員の対応

- ア 現場において、申告者及び目撃者から詳細情報の収集に努めるほか、付近における広報警戒活動を行うとともに、必要に応じて避難措置及び通学時間帯の警戒活動を行うこと。
- イ 警職法第4条第1項を根拠として銃猟駆除を行う可能性がある場合には、付近道路の通行止め、周辺住民の避難誘導を行うなど、あらかじめ周囲の安全を確保し、危険防止の措置を講じること。

(2) 生活安全担当課員の対応

熊等の目撃又は人的被害の発生場所が、住宅街若しくは多数の者が集合する場所であり、自治体からの緊急捕獲許可による銃猟を行うことができず、若しくは銃猟制限条件に抵触する状況にある場合で、他に適当な手段がなく、警職法第4条第1項を根拠にした危害防止のための銃猟による駆除が必要となる可能性がある場合には、生活安全担当課員又は警部補以上の幹部等が猟友会員に同行するなどし、緊急の銃猟駆除に対応できるようにすること。

ただし、警察官の現場臨場前など、現場警察官の命令がない場合又は命令を受

けられない状況で、緊急避難（刑法第37条第1項）に該当する場合には、先着している猟友会員の判断による銃撃を妨げない。

4 報道発表

住宅街における熊等の目撃又は実際に人的被害が発生し、広く緊急に広報しなければ人的被害が発生する可能性が高い場合には、広報を行うべき主体である自治体に対し、報道発表による広報を実施するよう申し入れを行うが、自治体が迅速に報道発表できない場合には、警察による報道発表も検討すること。

ただし、自治体による防災無線又は広報メール等により、住民に広く広報が浸透し、人的被害防止に十分な効果が認められる場合にはこの限りでない。

5 事案発生後の対応

住宅街における熊等の目撃又は人的被害の対応を行った場合には、終了後に自治体担当者及び猟友会員等の関係者を交えて反省検討を行うなどし、以後の事案対応に反映させること。

6 配意事項

(1) 受傷事故防止

目撃通報又は人的被害通報によりパトカー等で現場臨場する際は、複数による行動に努めるほか、安易な車両からの降車及び現場への接近は慎み、周囲の安全を十分に確認すること。

(2) 署員への教養

執務時間外であっても、執務時間内同様の措置を当直員等により行う必要があることから、対応要領について署員への教養を実施すること。

(3) 広報啓発活動の推進

ミニ広報紙及び交番速報を活用した人的被害防止に関する広報啓発を行うほか、各種会合等の機会を利用した注意喚起を積極的に実施すること。

本件担当 地域課 地域安全係
生活安全企画課 営業・危険物係